

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年03月29日

計画の名称	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第3期）											
計画の期間	令和06年度～令和10年度（5年間）										重点配分対象の該当	○
交付対象	神戸市											
計画の目標	大目標：住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち 目標1 歩行環境の向上及び憩いとにぎわいの空間整備によるまちの魅力向上 目標2 歩行者中心の道路空間の構築に向けた自動車交通マネジメント 目標3 歩行者の回遊性向上に資する公共交通など多様な交通手段の確保											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	10,047	A	10,047	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度		令和10年度
1	歩行者交通量 三宮～ウォーターフロントのアクセスルートの歩行者通行量	32000人/12h	人/12h	34000人/12h
2	都心訪問頻度 買い物や食事などの自由目的で都心部（概ね神戸から三宮、元町を経て神戸・ハーバーランドまでの範囲）を訪れる頻度について、1ヶ月に2～3回程度以上と回答する割合	58%	%	63%
3	観光入込客数 市街地・ウォーターフロントの観光入込客数	1710万人/年	万人/年	3150万人/年
4	自動車交通量 中央幹線（新生田川橋～三宮交差点）の平日自動車交通量	24700台/12h	台/12h	22000台/12h
5	コミュニティサイクル利用回数 コミュニティサイクルの利用回数を導入する自転車台数と運営日数で除した数値（1年間の日平均値） 利用回数 ÷ 自転車台数 ÷ 運営日数	1回/台・日	回/台・日	2回/台・日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																					
基幹事業 (大)	番号	事業	地域	交付	直接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
		種別	種別	対象	間接							R06	R07	R08	R09	R10					
一体的に実施することにより期待される効果																					
備考																					
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	神戸市	直接	神戸市	—	—	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画事業 (第3期)	329.1ha	神戸市	■	■	■	■	■	10,047	2.8	—		
												小計						10,047			
											合計						10,047				

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R06				
配分額 (a)	0				
計画別流用増△減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	0				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	0				
翌年度繰越額 (f)	0				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

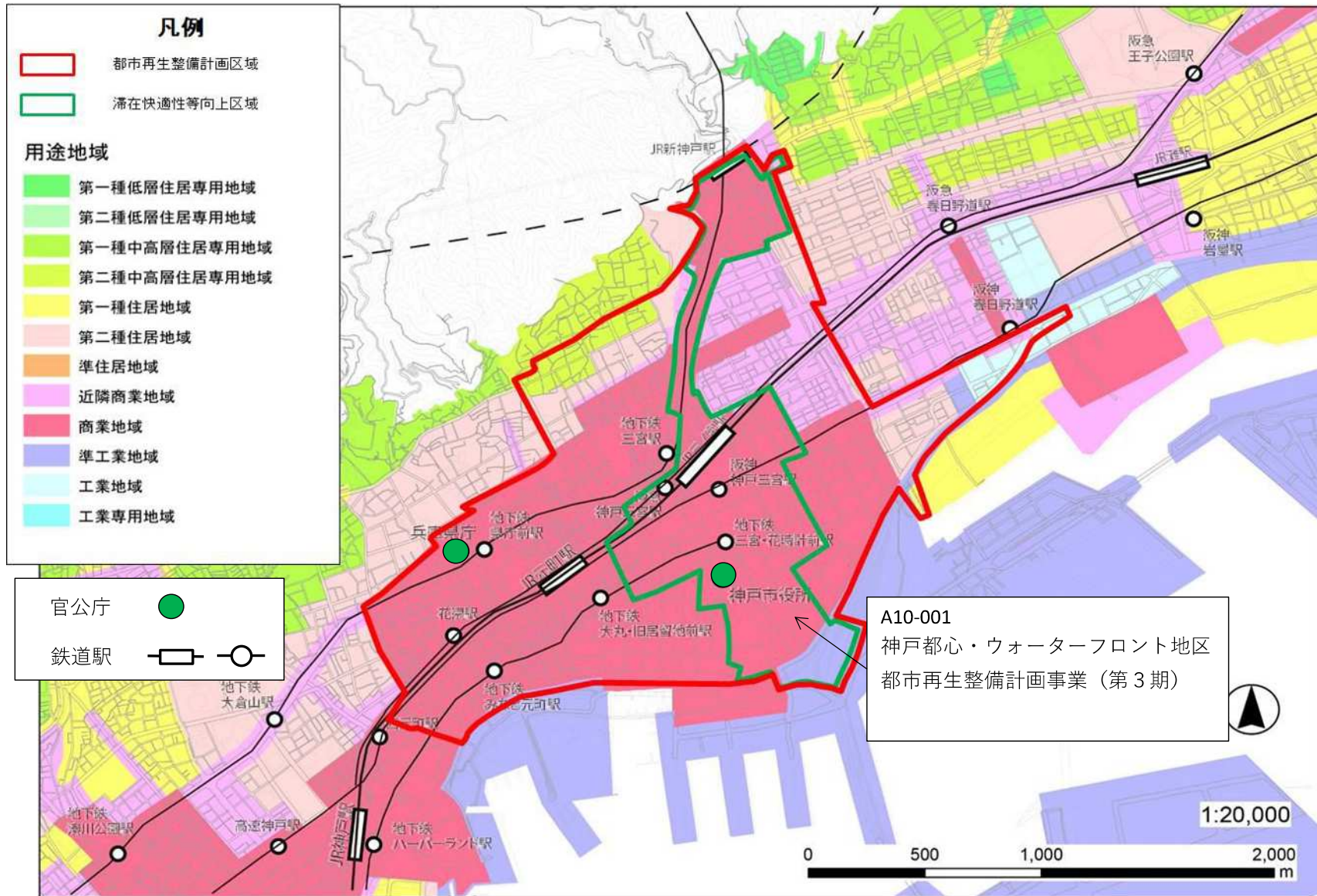
事前評価チェックシート

計画の名称： 神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第3期）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ①都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ①都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ②地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 ②地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 ⑥円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第3期）		
計画の期間	令和6年度～令和10年度（5年間）	交付対象	神戸市



都市再生整備計画(第1回変更)

こうべとしん・うおーたーふろんと
神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)

ひょうご 兵庫県 こうべし 神戸市

令和6年10月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	兵庫県	市町村名	神戸市	地区名	神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)	面積	329.1 ha
計画期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度	交付期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度				

<p>目標</p> <p>大目標:住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち</p> <p>目標1 歩行環境の向上及び憩いにぎわいの空間整備によるまちの魅力向上</p> <p>目標2 歩行者中心の道路空間の構築に向けた自動車交通マネジメント</p> <p>目標3 歩行者の回遊性向上に資する公共交通など多様な交通手段の確保</p>
<p>目標設定の根拠</p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)</p> <p>本市では、50年先も心地よく健やかに住み続けられるまちをめざし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」様々な分野との連携」といった観点で取り組みを進める。</p> <p>■コンパクト・プラス・ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少や多様なライフスタイルに対応した都市計画制度等の適切な運用をすべく、原則として住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制し、良好な既存ストックを有効に活用する。 広域型都市機能の維持・充実・強化として、広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を、都市の中心となる拠点や生活の中心となる拠点に誘導する。 便利で快適・効率的な人と物の移動環境の確保として、市域を越える広域交通ネットワークと連携を図りながら、総合的な交通環境の形成をめざし、鉄道やバスなどの公共交通を中心とした交通ネットワークの維持・形成を推進する。 <p>■様々な分野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画だけでなく住宅、公共施設、医療・福祉、子育て、教育などまちづくりに関する様々な分野と連携を図りながら施策を推進する。 市街化区域においては、地域の課題に応じて「生活関連サービスの確保」「良好な地域コミュニティの維持」「安定した雇用の創出・子育て環境の向上」など関連する施策を推進する。 市街化調整区域においては市街化区域と「連携」しながら施策を推進し、防災上課題のある箇所についても市民の命を守るための施策に取り組む。 <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神戸市では、「新・神戸市基本構想」(平成5年9月策定)の実現に向け、「神戸づくりの指針」(平成23年2月策定)において、長期的な神戸づくりの方向性を示している。また、本指針の実行計画である「神戸2025ビジョン」(令和5年6月改訂)においては、「海と山が育むグローバル貢献都市」というテーマを設定し、デザイン都市・神戸の玄関口である三宮周辺地区については、民間活力の導入を図りながら、都心における景観の高質化や回遊性の向上、交通結節機能の強化を図り、魅力的で風格ある都市空間の構築に向けて取り組みを進めている。 ●「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」および「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」(平成27年9月策定)を踏まえ、神戸の象徴となる新しい駅前空間「えき+まち空間」とその骨格を成す公共空間である「三宮クロススクエア」の実現を目指した取組みを進めている。 ●「神戸市総合交通計画」(平成25年9月策定)および「神戸市地域公共交通計画」(令和5年5月改訂)においては、歩行環境の向上・自動車交通のマネジメント・公共交通など多様な交通手段の確保により、人と公共交通優先の空間の実現を図るほか、神戸の玄関口となる三宮・新神戸駅等の広域交通結節点の機能向上及び接続強化など都心におけるまちづくりと合わせた交通環境整備や交通手段の充実を進めている。 ●沿道の建築物と一体となった広く豊かな屋外空間とウォーカブルな空間のネットワークを形成し、駅から周辺エリアへ回遊していただける「人が主役の居心地の良いまち」を創出する取組みを進めており、磯上ロード(葺合南54号線)や鯉川筋での道路空間の再編や、神戸阪急三宮新駅ビルの建替とあわせた「サンキタ広場」と「サンキタ通り」の再整備、都市公園である東遊園地の再整備などを行ってきた。また、連接バス「ポーループ」の導入や新型モビリティの社会実験を行うなど、新たな魅力ある交通手段の導入を進めている。 ●新神戸駅は平成16年に花壇広場およびタクシー乗り場の再整備を行ったが、現在、地下鉄乗り換えや周辺エリアへの動線、バス乗り場の分散、駅前広場の土地活用方法等に課題がある。これらの機能面での向上に加え、来街者が神戸らしさを感じられる神戸の玄関口にふさわしい駅前広場にすべく検討を進めている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三宮周辺地区における課題 <ul style="list-style-type: none"> 「駅から周辺のまちへのつながりが弱い」:駅からまちへのつながりが悪く南北の移動が不便・徒歩圏内の魅力的なエリアへの回遊性が低い 「広場など人のための空間が少ない」:日常的なにぎわい空間やイベント等ができる広場が不足・まちなかの休憩スペース、駅周辺の防災拠点となる空間がない 「玄関口にふさわしい特色ある景観がない」:まちのシンボルがない・駅周辺に神戸らしい高質な緑がない・シンボル軸としてのフラワーロードの魅力が弱い 「駅前広場の交通結節機能が弱い」:バス乗り場が分散・駅周辺の違法駐輪が多い・バスと歩行者の交錯による安全面の懸念 「乗り換え動線がわかりにくい」:鉄道間の乗り換え動線がわかりにくい・案内サインがわかりにくく統一感がない ●都心・ウォーターフロント地区における課題 <ul style="list-style-type: none"> ・眺望や街並み景観を活かしながら、まちの回遊性を高める必要がある ・既存の公共交通機関のつながりの改良や、新たな移動需要に対応する交通手段を導入する必要がある ・都心への通過交通の流入抑制を図る必要がある ・歩いて楽しむまちとしての魅力に乏しい

将来ビジョン(中長期)

- 新・神戸市基本構想:「ともに築く人間尊重のまち」「福祉の心が通う生活充実のまち」「魅力が息づく快適環境のまち」「国際性にあふれる文化交流のまち」「次代を支える経済躍動のまち」の5つの都市像が相互の連携を図りつつ、総合的なまちづくりを進めることで、「世界とふれあう市民創造都市」を実現する。
- 神戸づくりの指針:神戸のもつ特性を活かしてその魅力に磨きをかけ、神戸のにぎわいや活力の創造を先導し、神戸の魅力を世界に発信する。都心及びウォーターフロント地区では、港の間近に六甲山系を有する神戸固有の恵まれた自然条件を活かした「デザイン都市」を具現化する市民が世界に誇れる都心・ウォーターフロント「港都 神戸」の創生を図る。
- 『港都 神戸』ランドデザイン～都心・ウォーターフロントの将来構想～:市民や来街者などあらゆる人が歩いて楽しいと感じる都心・ウォーターフロントを形成するため、都心とウォーターフロントの空間的な一体感や連続性の向上を図り、眺望路として、あるいは眺望点やオープンスペースなどをつなぐアクセス路として、“人”中心の回遊ネットワークを構築する。
- 神戸市総合交通計画:都心・ウォーターフロントでは、「自動車」中心から、「人」中心の交通環境に再構築し、まち全体の回遊性を向上するなど、交通面からもまちの魅力・活力を高めていくため、地域・事業者・行政が一体となって、「歩行環境の向上」「自動車交通のマネジメント」「公共交通など多様な交通手段の確保」の3つの取組み方針に基づき、各種交通施策を、総合的かつ戦略的に推進していく。
- 神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]:都心の将来像を表現する3つの柱を「1.心地良いデザイン」「2.出会い、イノベーション、そして文化」「3.しなやかで強いインフラ」としている。
- 三宮周辺地区の『再整備基本構想』:まちづくりの5つの方針として、「1:歩くことが楽しく巡りたくなるまちへ」「2:誰にでもわかりやすい交通結節点へ」「3:いつ来てもときめく出会いと発見を」「4:人を惹きつけ心に残るまちへ」「5:地域がまちを成長させる」を定めている。

都市構造再編集集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

・都心においては、文化・経済が持続的かつグローバルに発展し、世界に貢献する未来創造都市のリーディングエリアを形成し、市内だけでなく市外からの来街者なども広く対象とした、商業・業務、文化・交流、行政機能などあらゆる機能の強化を図る。また、企業・研究機関・大学の知的人財が国内外から集積・交流する知識創造の場を形成する。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)には、市役所や区役所といった行政機能やホールや図書館といった文化・交流を図る誘導施設、百貨店・商業施設やオフィスビル等、都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設が集積されている。また、アクセス機能の向上、まちの回遊性の向上、まちのにぎわいづくりに取り組み、神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)の各施設に行き来する方々にとって魅力的なまちとなるよう努める。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画

【滞在快適性等向上区域の考え方】

神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]や三宮周辺地区の『再整備基本構想』で掲げるまちを目指すべく、三宮駅周辺エリア及び新神戸～三宮駅周辺～ウォーターフロントをつなぐエリアの一部を滞在快適性等向上区域に位置付け、官民が連携して居心地の良い歩きやすくなる空間の創出を図る。

【滞在快適性等向上区域での取り組み】

・三宮交差点を中心に税関線と中央幹線の一部を人と公共交通優先の空間とする「三宮クロススクエア」の整備を予定している。また、税関線では、安全・安心のもと楽しみながら通行していただけるよう、ゆったりとした歩行者・自転車空間を確保するとともに、溜まり空間を整備することで憩いのにぎわいの創出を目指す。合わせて、税関線沿道にある東遊園地南側園地の再整備を行う。

・阪急神戸三宮駅の北側エリアにおいて、阪急西口公開空地では、サンキタ通りとあわせて「公共空間」として捉え、官民連携によって魅力ある空間を整備しており、引き続き、歩行者等にくつろぎの場を提供する「一体型滞在快適性等向上事業」を実施する。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者通行量	人/12h	三宮～ウォーターフロントのアクセスルートの歩行者通行量	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、歩行者通行量の増加につなげる。	32,000	R5年度	34,000	R10年度
都心訪問頻度	%	買い物や食事などの自由目的で都心部(概ね新神戸から三宮、元町を経て神戸・ハーバーランドまでの範囲)を訪れる頻度について、1ヶ月に2～3回程度以上と回答する割合	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、都心に訪問する頻度の向上につなげる。	58	R5年度	63	R10年度
観光入込客数	万人/年	市街地・ウォーターフロントの観光入込客数	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、市街地・ウォーターフロントの観光入込客数の増加につなげる。	1,710	R4年度	3,150	R10年度
自動車交通量	台/12h	中央幹線(新生田川橋～三宮交差点)の平日自動車交通量	都心の外周道路の整備により、都心への通過交通の抑制につなげる。	24,700	R5年度	22,000	R10年度
コミュニティサイクル利用回数	回/台・日	コミュニティサイクルの利用回数を導入する自転車台数と運営日数で除した数値(1年間の日平均値)	コミュニティサイクルの導入により、回遊交通手段として利用者が増加する。	1.9	R4年度	2.1	R10年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【歩行環境の向上及び憩いとにぎわいの空間整備によるまちの魅力向上】</p> <p>歩行者中心の空間を創出し、三宮および周辺のまちの魅力を向上するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再配分等による歩行者動線の強化を図る。 ・憩いとにぎわい創出に資するたまり空間を整備する。 	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路)税関前歩道橋 (道路)三宮駅地下線 (道路)葦合南54号線(※まちなかウォーク推進事業) (公園)東遊園地整備(※まちなかウォーク推進事業) (公園)生田川公園整備 (地域生活基盤施設)新神戸駅前広場(広場・駐車場・自転車駐車場) (地域生活基盤施設)三宮駅周辺歩行者デッキ (地域生活基盤施設)三宮地下通路リニューアル(接続部新設)(※まちなかウォーク推進事業) (高質空間形成施設)JR三ノ宮新駅ビル (高質空間形成施設)三宮クロススクエア第1段階(※まちなかウォーク推進事業) (高質空間形成施設)三宮地下通路リニューアル(美化)(※まちなかウォーク推進事業) (高質空間形成施設)税関線等周辺整備(※まちなかウォーク推進事業) (高質空間形成施設)光のミュージアム(※まちなかウォーク推進事業) (高次都市施設)雲井通5丁目地区再開発ビル(地域交流センター) (エリア価値向上整備事業)「えき=まち空間」における公共空間活用社会実験(※まちなかウォーク推進事業)</p> <p>【関連事業】</p> <p>神戸市役所本庁舎2号館再整備事業 三宮駅周辺歩行者デッキ</p> <p>【道路占用特例】</p> <p>オープンカフェ</p> <p>【一体型滞在快適性等向上事業】</p> <p>公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)</p>
<p>【歩行者中心の道路空間の構築に向けた自動車交通マネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点改良等による道路の交通処理機能の強化や都心の通過交通の外周の幹線道路等への誘導により、都心を通過する交通の円滑な処理を図る。 ・駅前広場の拡充や交通規制の見直しや車線減少による通過交通の流入規制・混雑緩和等を図る。 ・自動車交通から公共交通への転換を図る。 	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路)生田川右岸線 (道路)山麓線 (道路)葦合南146号線 (下水道)浜辺西汚水管整備 (地域生活基盤施設)新神戸駅前広場(広場・駐車場・自転車駐車場) (高質空間形成施設)三宮クロススクエア第1段階(※まちなかウォーク推進事業)</p> <p>【提案事業】</p> <p>(事業活用調査)三宮クロススクエア周辺のバス整理(※まちなかウォーク推進事業)</p> <p>【関連事業】</p> <p>新交通三宮駅改良事業 雲井通5丁目市街地再開発事業</p> <p>【道路占用特例】</p> <p>コミュニティサイクルポート</p> <p>【公園占用特例】</p> <p>コミュニティサイクルポート</p>
<p>【歩行者の回遊性向上に資する公共交通など多様な交通手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連節バスやコミュニティサイクル等の多様な交通手段の確保を図る。 ・公共交通の乗り換え利便性の向上を図る。 ・自動車交通から公共交通への転換を図る。 	<p>【基幹事業】</p> <p>(道路)葦合南146号線 (下水道)浜辺西汚水管整備 (地域生活基盤施設)新神戸駅前広場整備(広場・駐車場・自転車駐車場)</p> <p>【関連事業】</p> <p>新交通三宮駅改良事業 雲井通5丁目市街地再開発事業</p> <p>【道路占用特例】</p> <p>コミュニティサイクルポート</p> <p>【公園占用特例】</p> <p>コミュニティサイクルポート</p>
<p>その他</p>	

市町村決定計画及び市町村施行国道等事業に関する事項

様式(1)-⑤

市町村決定計画

都市施設及び市街地開発事業の種類	決定/変更	名称	その他必要な事項	変更の概要	都市再生整備計画の公告(予定)年月日	都市計画の決定又は変更の期限

市町村施行国道等事業

道路の種類	路線名	新設又は改築の内容
一般国道	国道2号	税関前交差点歩道橋の改良に伴う改築
一般国道	国道2号	三宮クロススクエア第一段階整備、三宮駅周辺歩行者デッキ整備

【記入要領】

- ・本シートは、都市再生特別措置法の規定に基づき、都道府県が決定する都市計画や国道・都道府県道に関する事業を都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施を行う場合に記載。それ以外の場合は、本シートをつける必要はない。
- ・必要な場合は適宜行を追加すること。
- ・「都市施設及び市街地開発事業の種類」欄及び「名称」欄は、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「決定/変更」欄は、市町村が新たに都市計画決定しようとする場合は“決定”と、都道府県が既に定めた都市計画を市町村が変更しようとする場合は“変更”と記入すること。
- ・「その他必要な事項」欄は、道路の場合は種別、延長、幅員、車線の数について、公園の場合は種別、面積について、緑地、広場の場合は面積について、河川の場合は延長、幅員について、市街地開発事業の場合は施行区域の面積について、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「変更の概要」欄は、「決定/変更」欄に“変更”と記入したものについて、差し支えない範囲において変更の概要を記入すること。
- ・「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄及び「都市計画の決定又は変更の期限」欄には、年月日を記入すること。なお、「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄に公告予定日を記入する場合は()書きとすること。
- ・「道路の種類」欄は、“一般国道”か“都道府県道”のいずれかを記入すること。
- ・路線名は、例えば“国道〇〇号線”、“〇.〇.〇□□□線”などと記入すること。
- ・「新築又は改築の内容」欄は、“電線類の地中化”、“歩道の拡幅に関する改築”等、新設又は改築の具体的内容を記入すること。

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度										
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可条例22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	コミュニティサイクルポート(自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの)の整備・管理	R6~R10	民間事業者	○		○								
2	オープンカフェ(テーブル、椅子、 parasol、ベンチ等)	R6~R10	民間事業者	○										
3	公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)	R6~R10	阪急電鉄株式会社								○			

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等					
取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細1(道路占有に関する事項)法第46条第10項

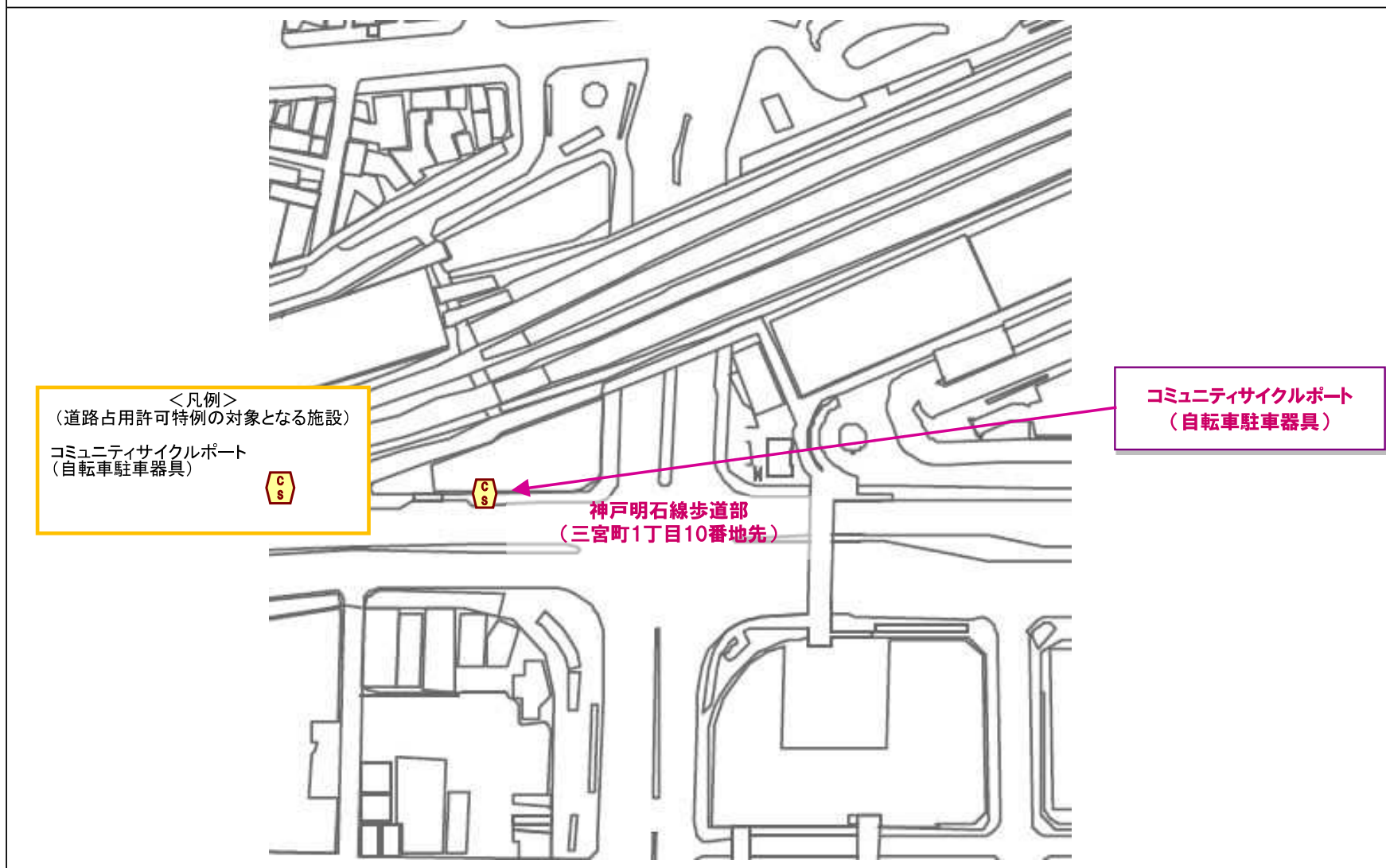
制度別詳細【道路占有許可基準の特例】				
制度の活用計画				
占有対象施設		占有の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占有 許可 特例 対象 施設	1	コミュニティサイクルポート(自転車 駐車器具で自転車を貸貸する 事業の用に供するもの)	路線名 ①神戸明石線歩道部(三宮町1丁目10番地先) ②神戸明石線歩道部(元町通1丁目35番) ③神戸明石線歩道部(三宮町1丁目7番28地先) ④若菜神戸駅線歩道部(布引町4丁目2番3号地先) ⑤六甲道三宮線歩道部(旭通4丁目1番10号地先) ⑥若菜神戸駅線(北長狭通2丁目31番66号地先) ⑦新神戸停車場線(加納町4丁目10番20号地先)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上をこまめに清掃する。 ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上に違法駐輪が起きないよう、注意喚起を徹底するとともに、貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。
	2	オープンカフェ(テーブル、椅子、 パラソル、ベンチ等)	三宮プラッツ(三宮町1丁目1番地先)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置箇所周辺をこまめに清掃する。

制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目10番地先)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-1-①(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ


コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

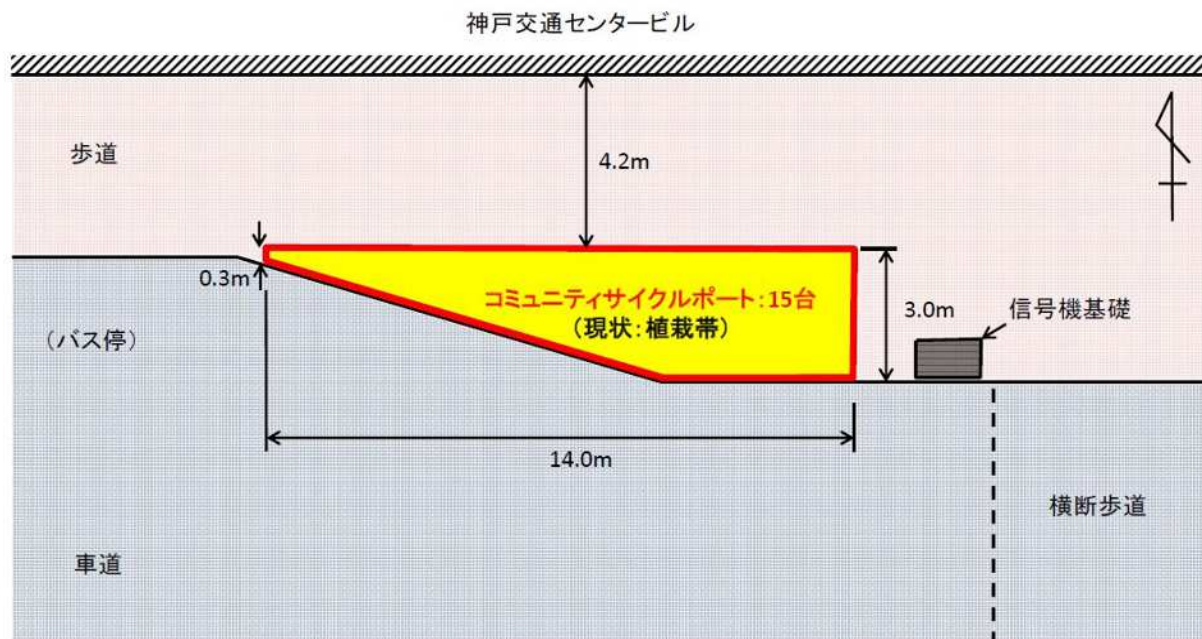
神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目10番地先)

現況写真



< 凡例 >

 道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

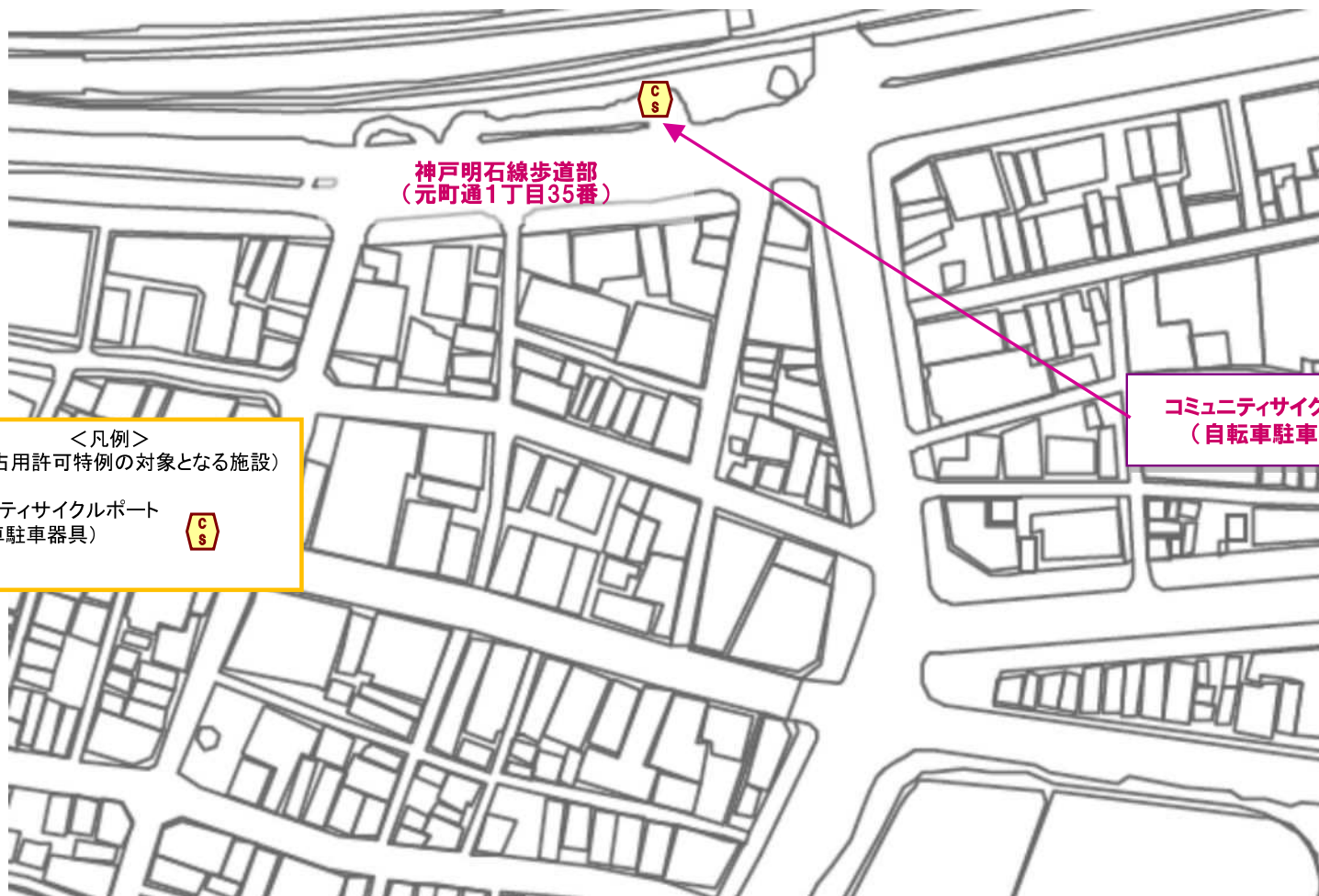



制度別詳細1-1-②(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具) 

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-1-②(道路占用許可基準の特例):自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

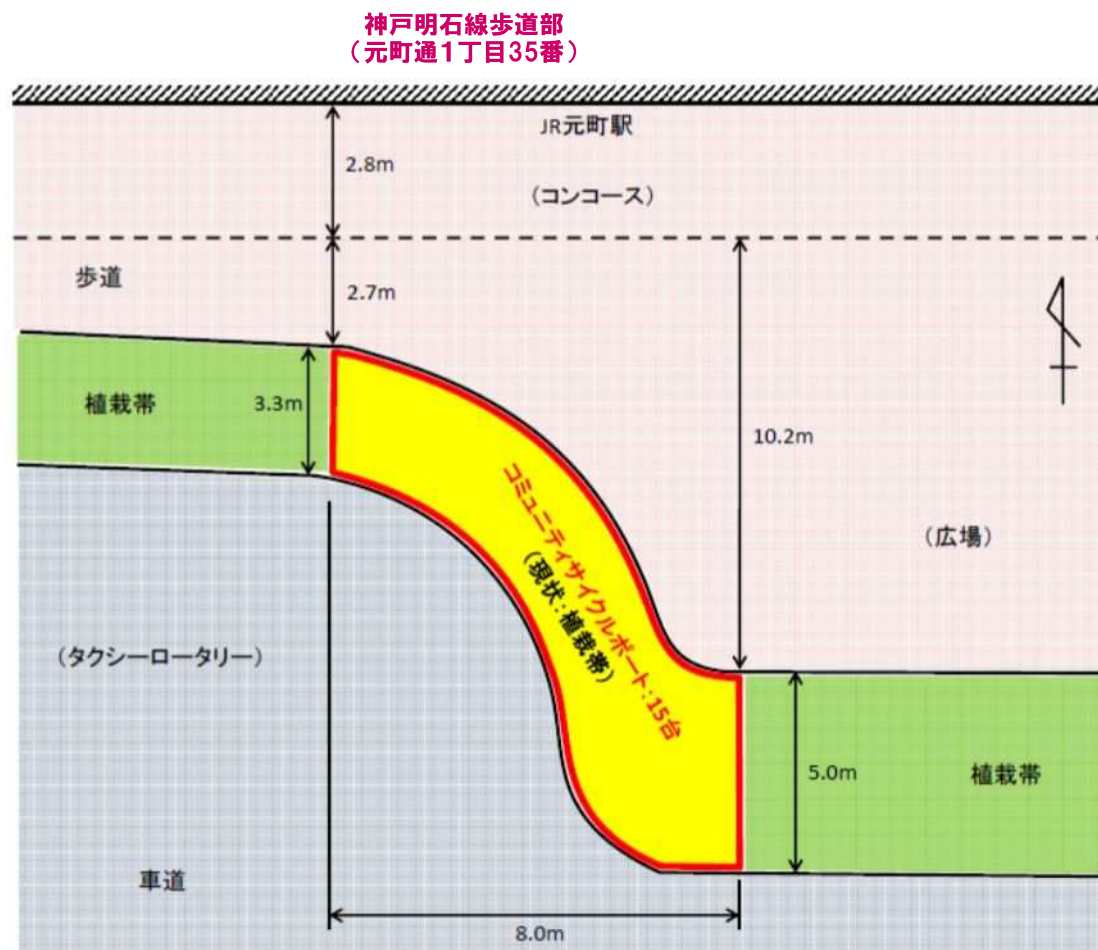
現況写真



<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

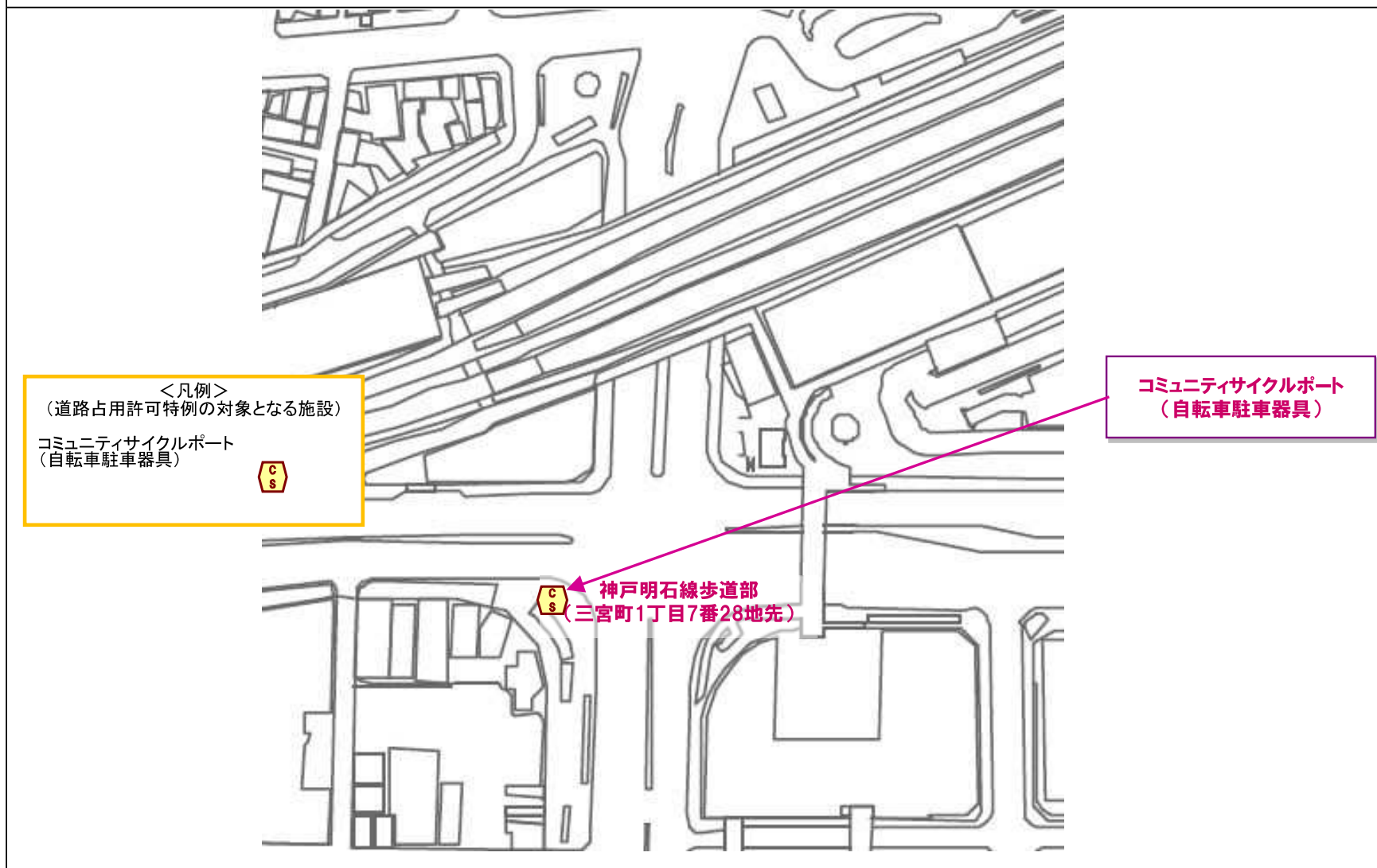


制度別詳細1-1-③(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目7番28地先)

制度別詳細1-1-③(道路占用許可基準の特例):自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真



<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目7番28地先)

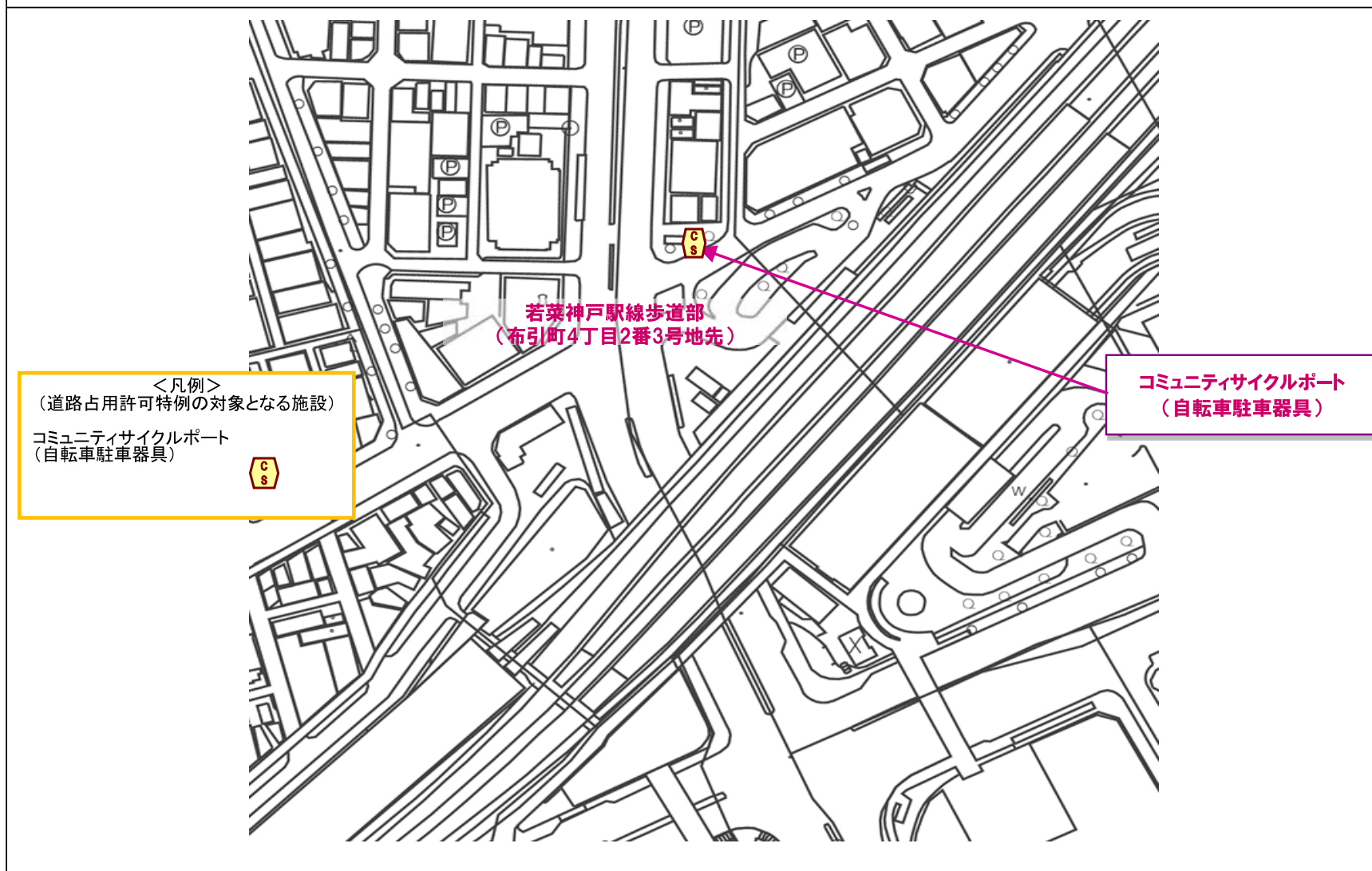


制度別詳細1-1-④(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

若菜神戸駅線歩道部
(布引町4丁目2番3号地先)

制度別詳細1-1-④(道路占用許可基準の特例):自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真

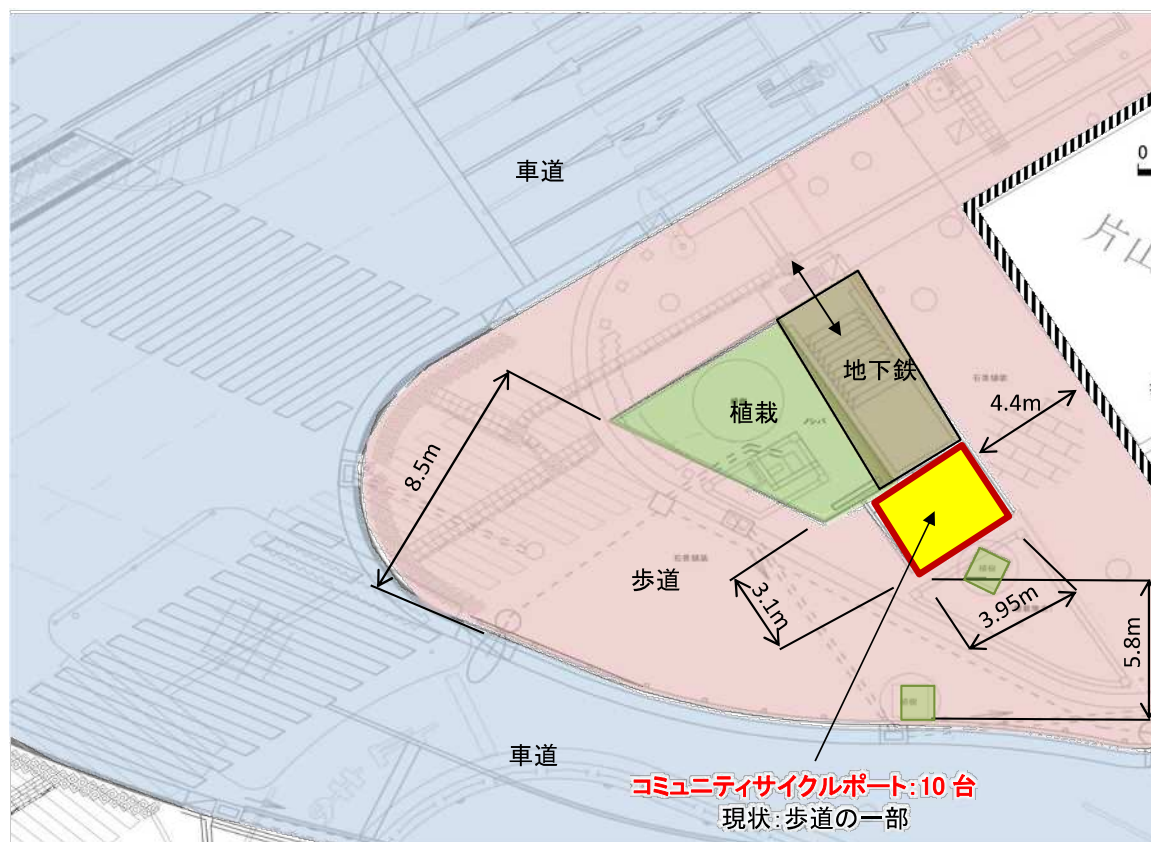


<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

若菜神戸駅線歩道部
(布引町4丁目2番3号地先)

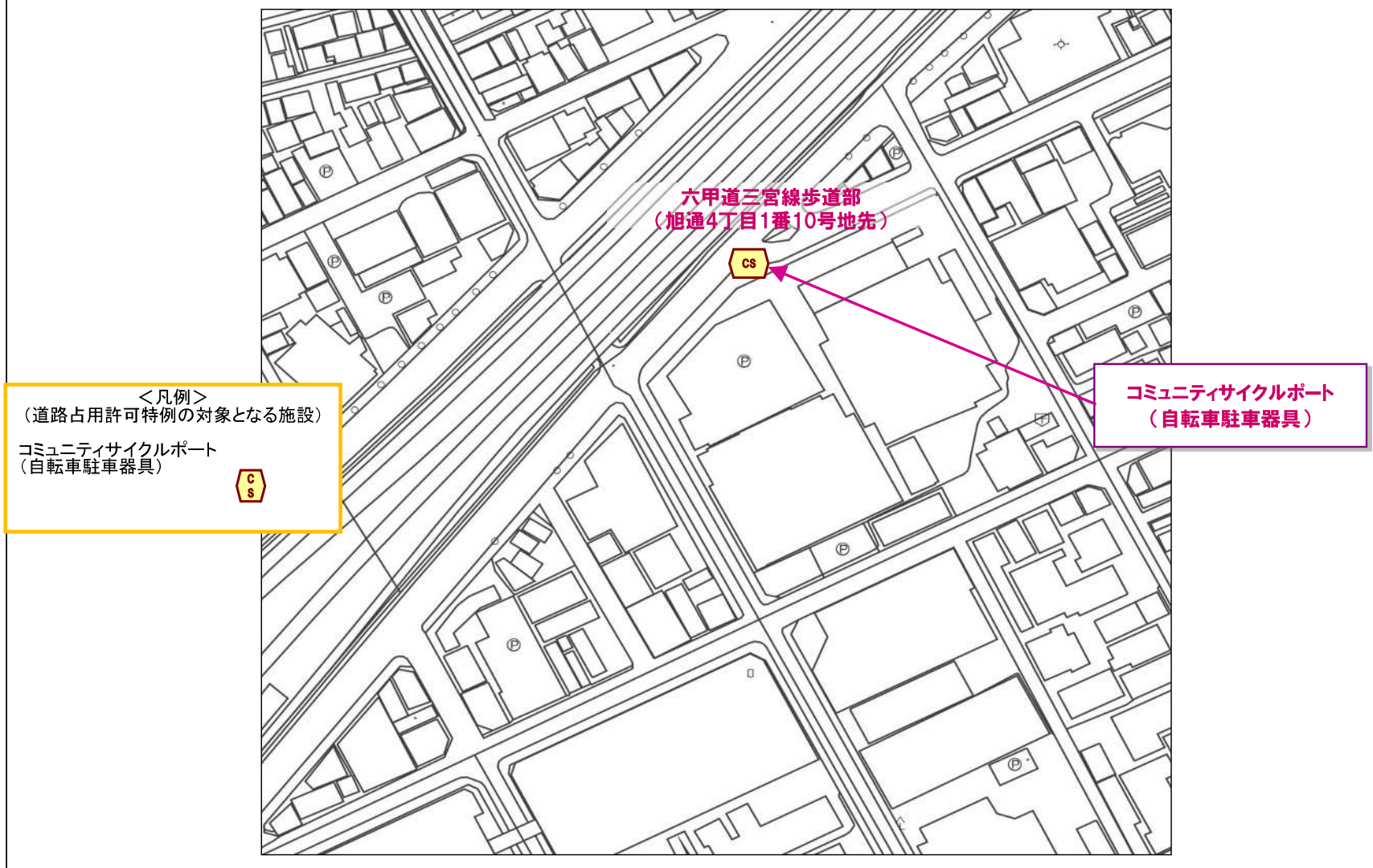


制度別詳細1-1-⑤(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

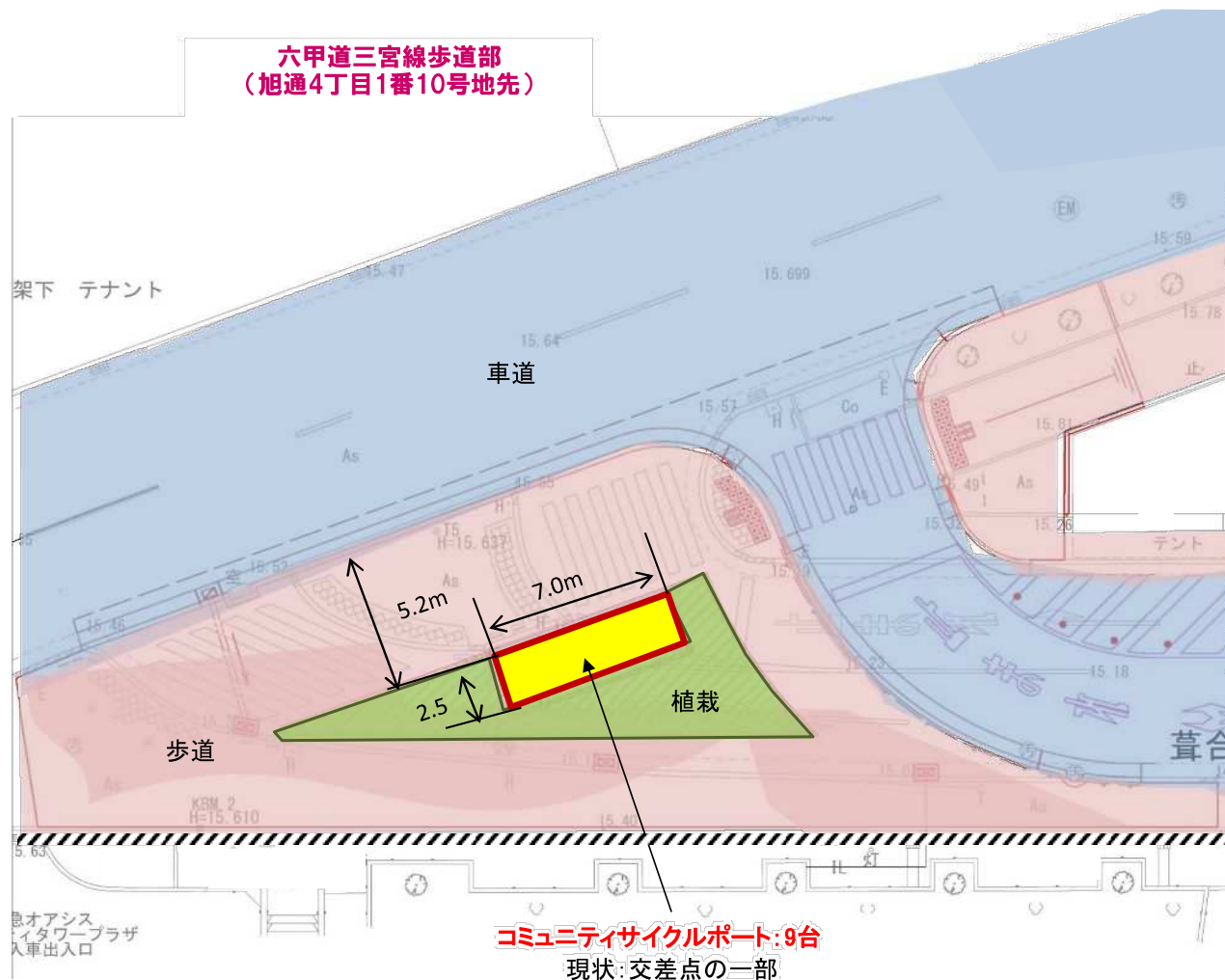
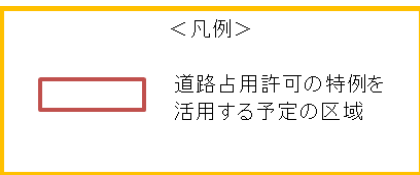


制度別詳細1-1-⑤(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

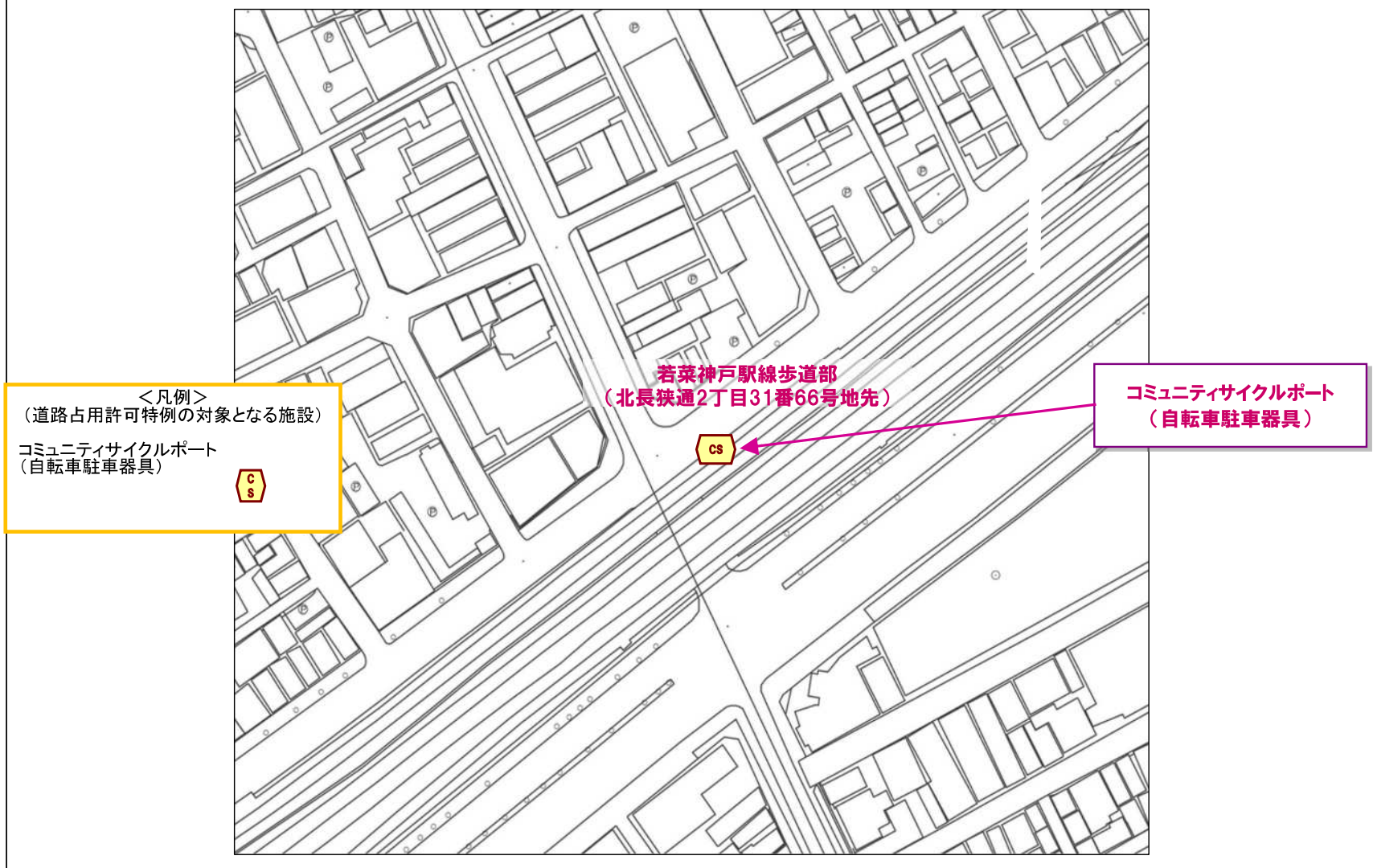


制度別詳細1-1-⑥(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



若菜神戸駅線歩道部
(北長狭通2丁目31番66号地先)



コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-1-⑥(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

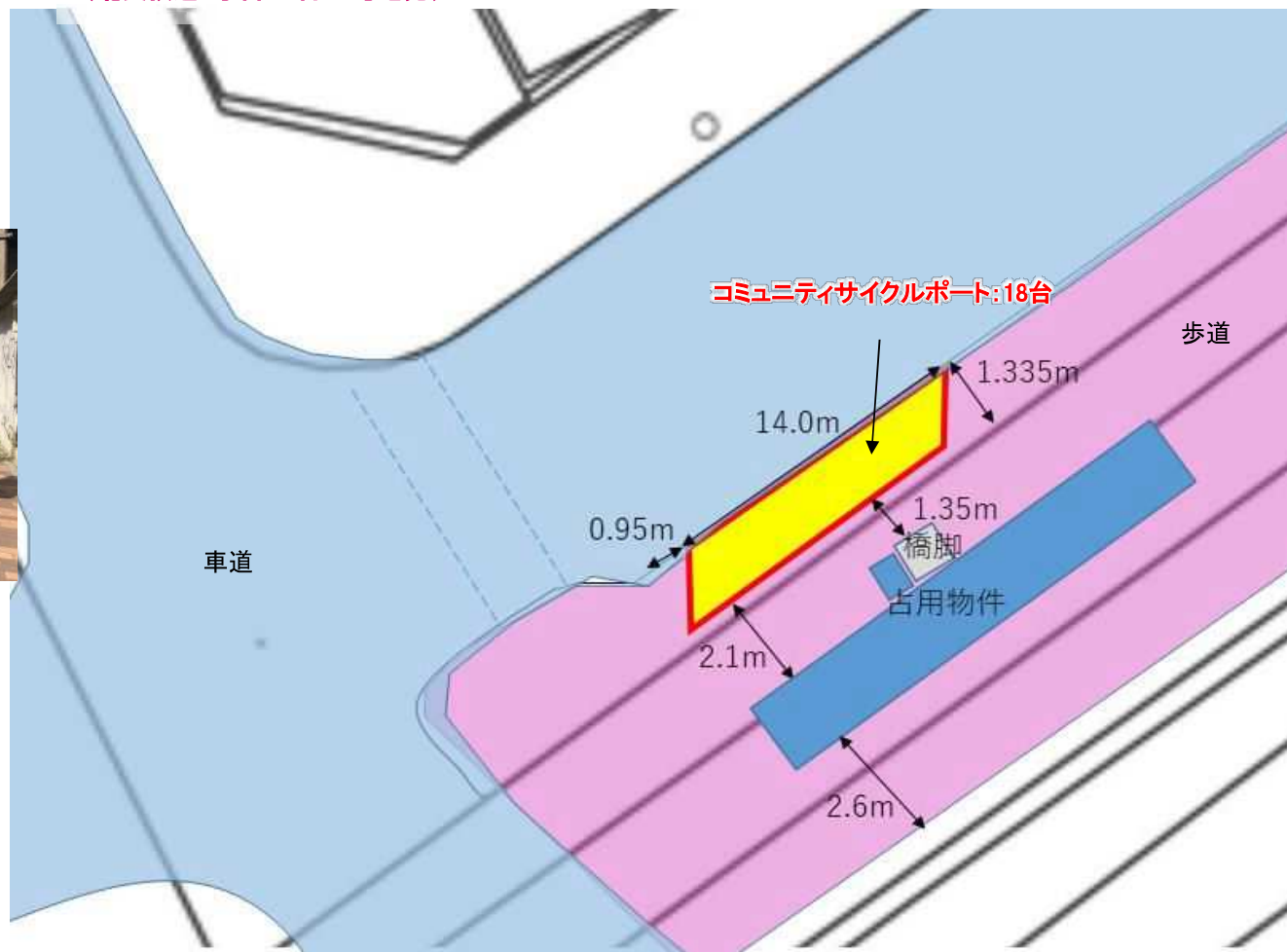
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ


若菜神戸駅線歩道部
(北長狭通2丁目31番66号地先)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真



<凡例>

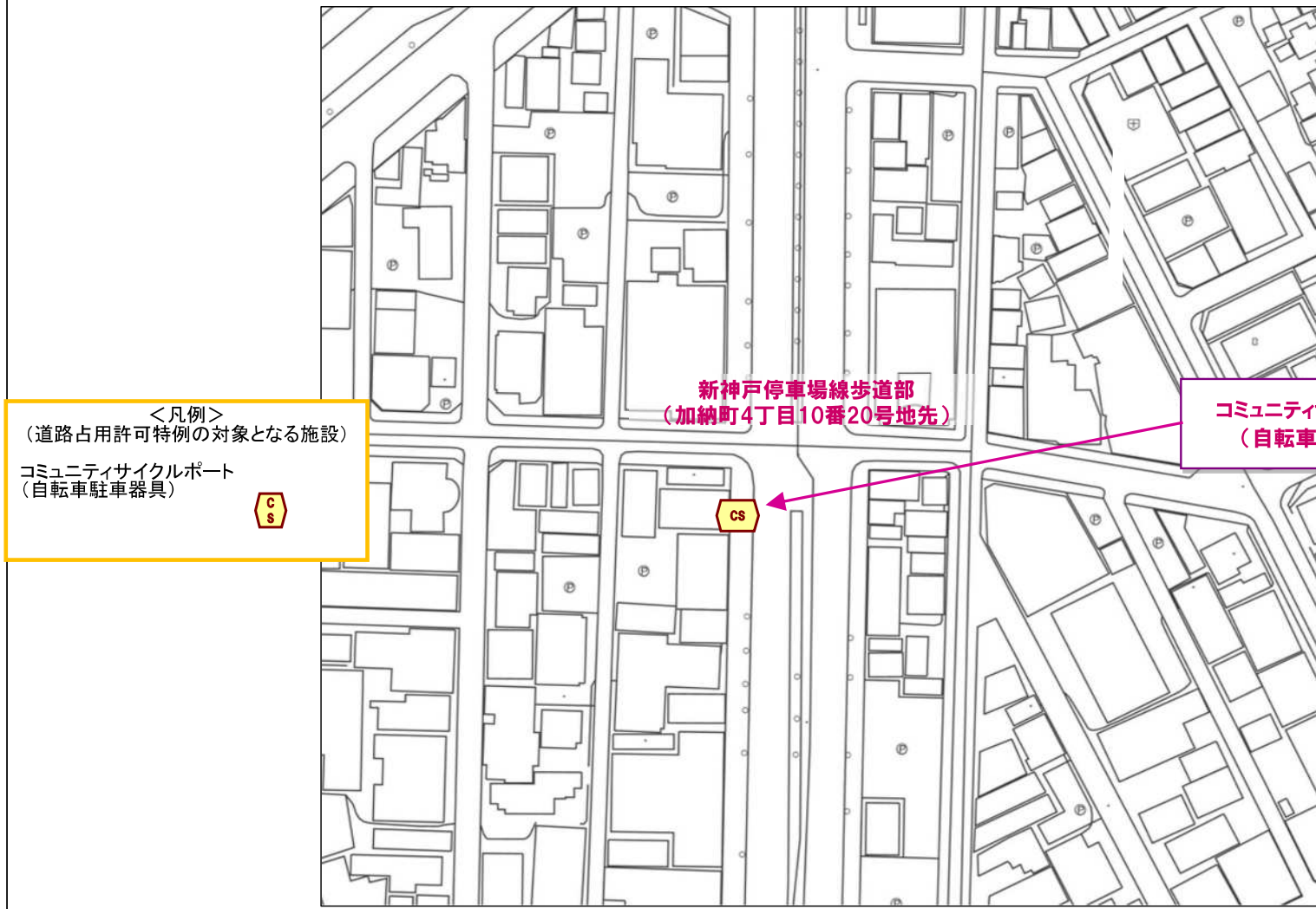
 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-1-⑦(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



新神戸停車場線歩道部
(加納町4丁目10番20号地先)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-1-⑦(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真

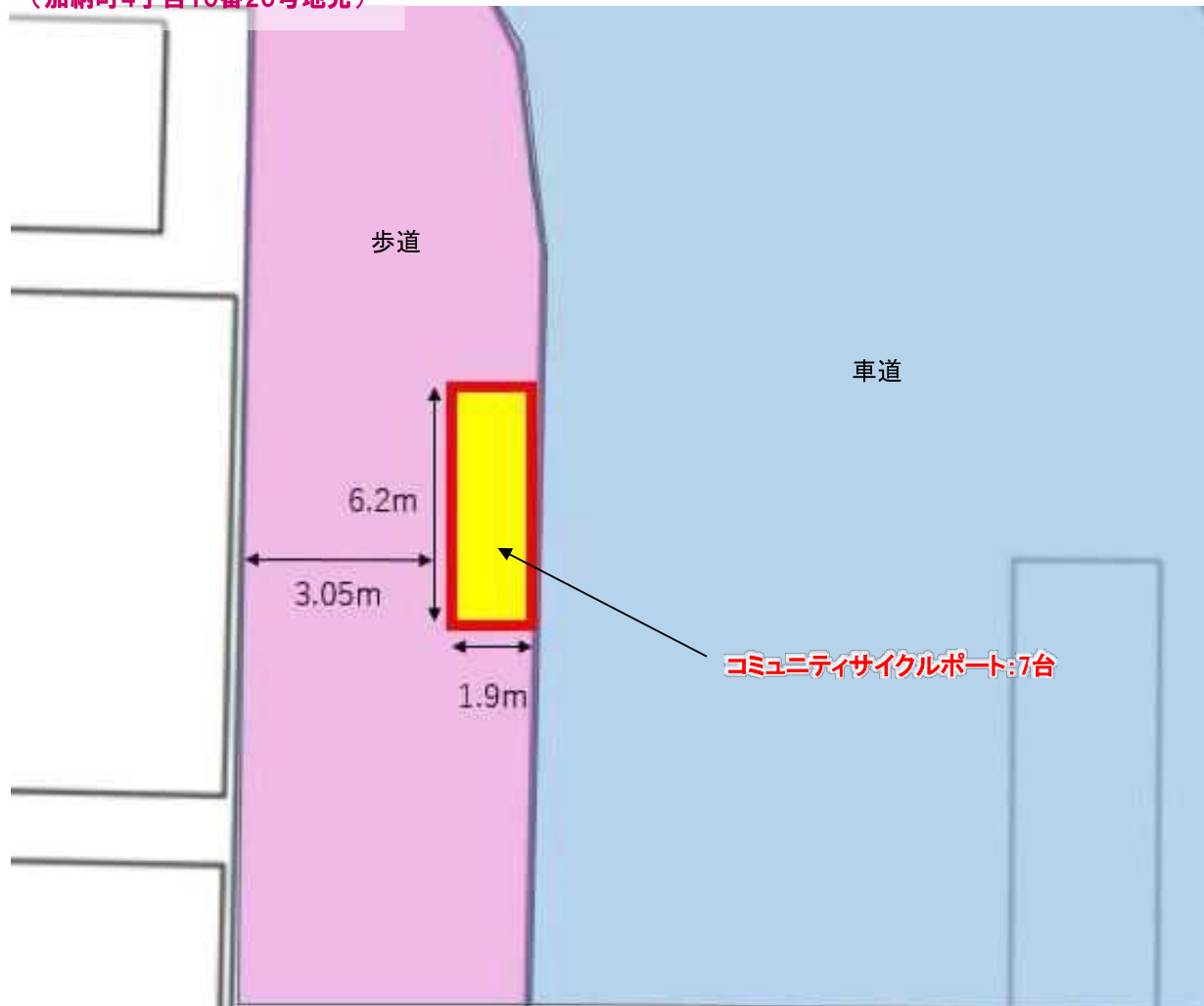


<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

新神戸停車場線歩道部
(加納町4丁目10番20号地先)

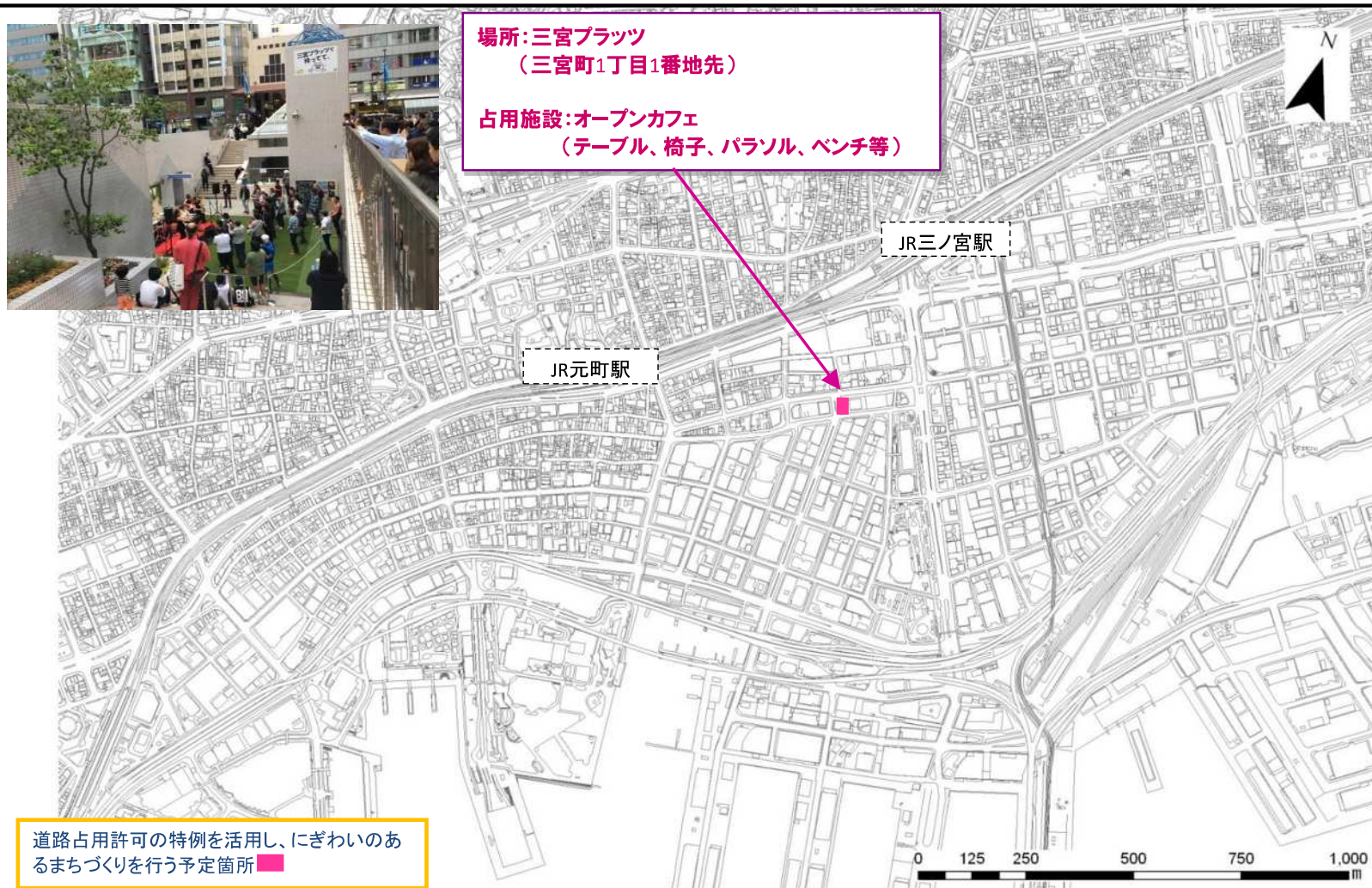


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図




制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
 事業番号2

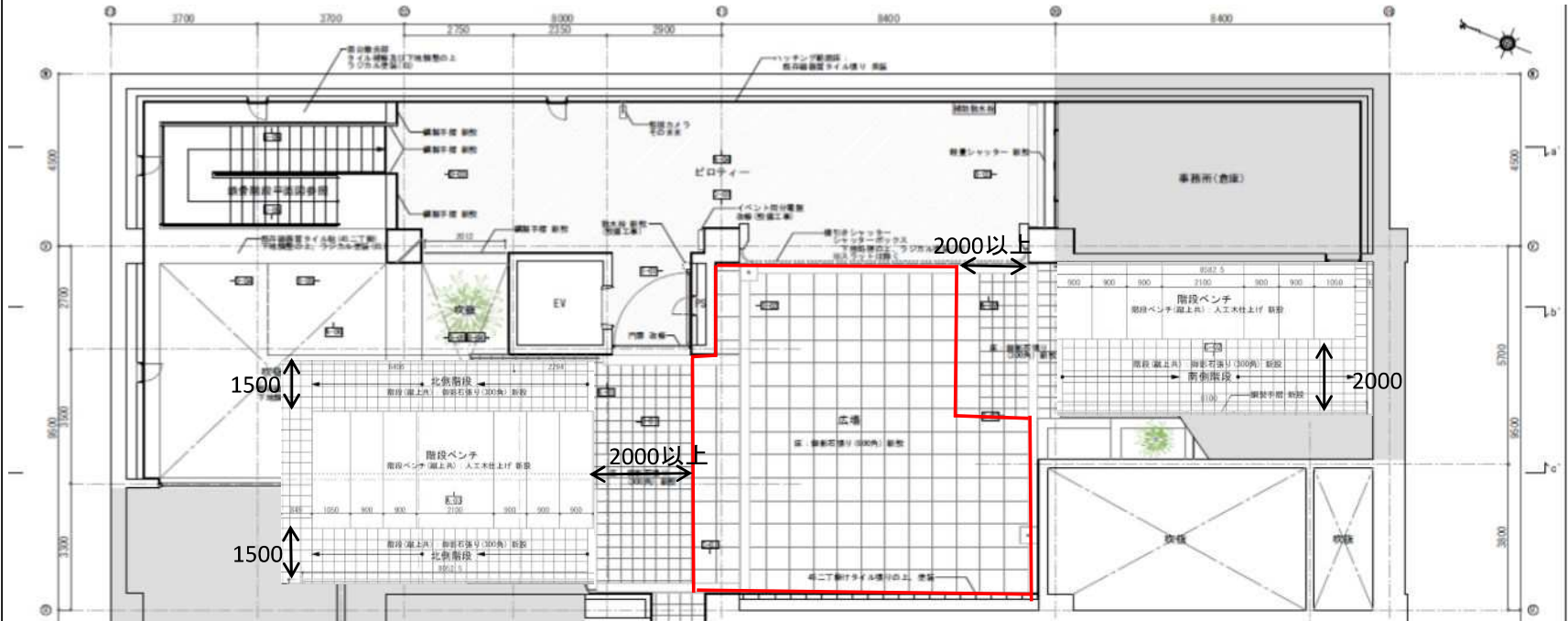
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

**オープンカフェ
 (テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等)**

<凡例>
 道路占用許可の特例を
 活用する予定の区域

(mm)



三宮プラッツ(三宮町1丁目1番地先)

制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】			制度の活用計画	
占用対象施設		公園名	占用の場所	都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	自転車駐車器具(サイクルポート)	①東遊園地(神戸市中央区加納町6丁目4番地) ②磯上公園(神戸市中央区八幡通2丁目1番地)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	2			
	3			
	4			

制度別詳細3-1-①(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-1-①(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】


制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

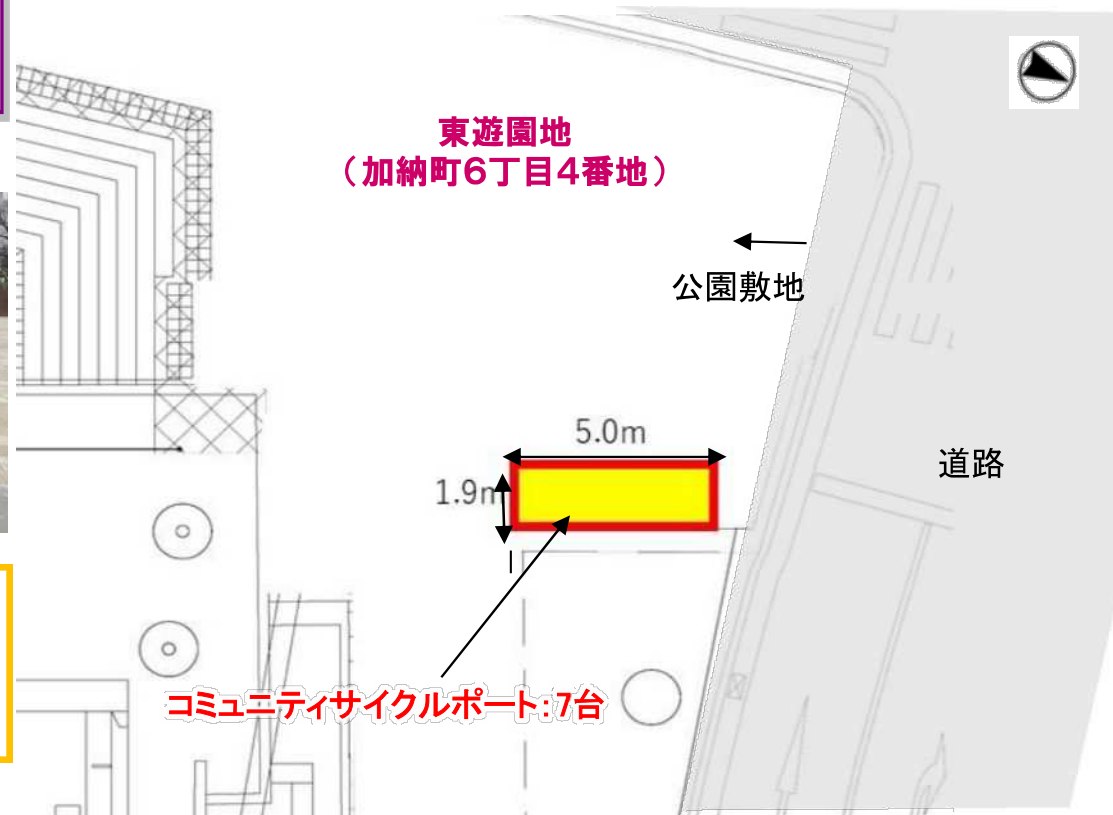
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真



<凡例>

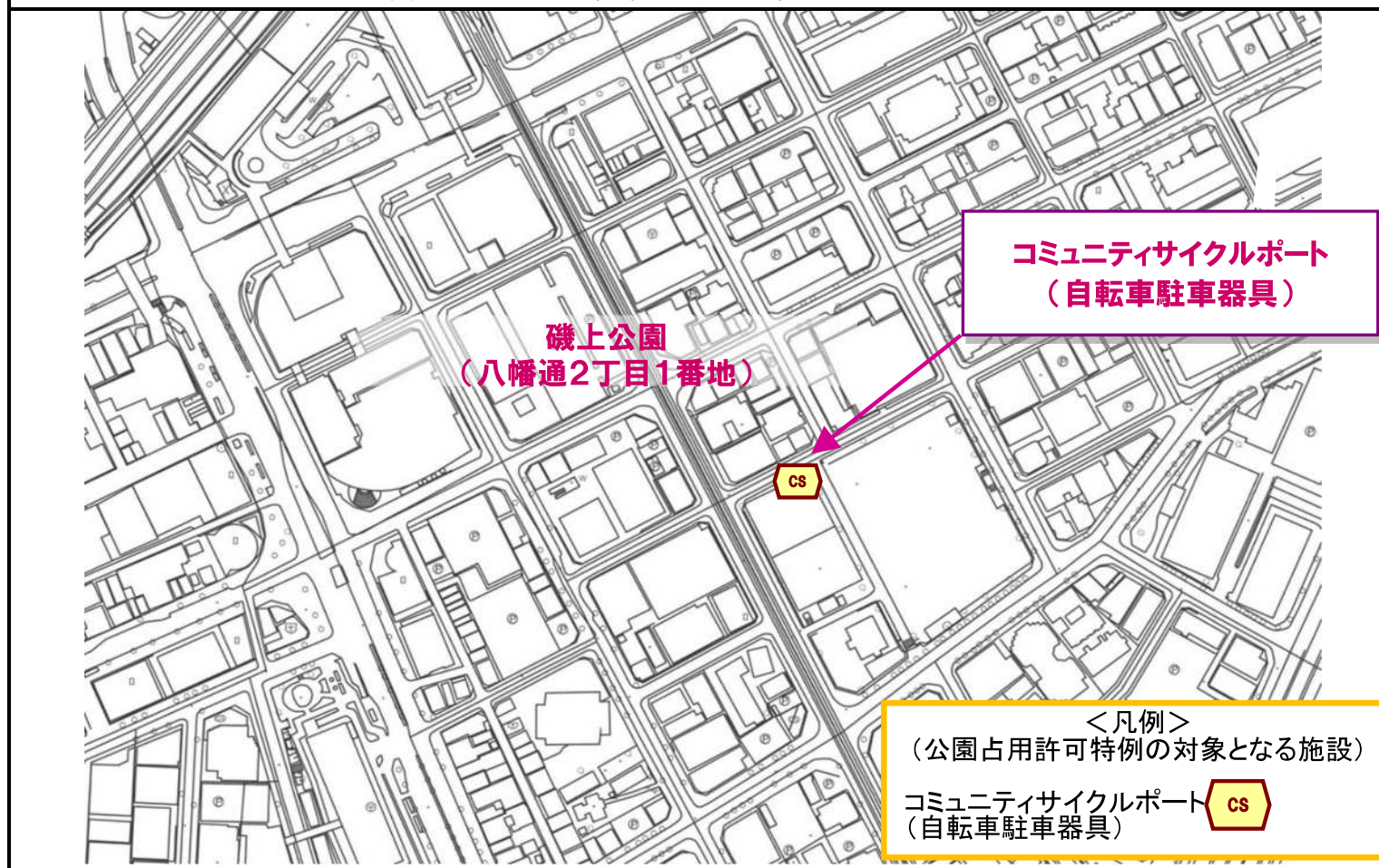
 公園占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細3-1-②(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-1-②(都市公園占用許可の特例): 自転車駐車器具 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例: 自転車駐車器具】


制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

**コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)**

現況写真



<凡例>

 公園占用許可の特例を活用する予定の区域



道路

公園敷地

10.2m

1.9m

コミュニティサイクルポート: 15台

磯上公園
(八幡通2丁目1番地)

テニスコート

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
1	公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)	R6~R10	阪急電鉄株式会社	サンキタ通りの歩道に隣接する民地の広場を歩道と同様の舗装に打ち換え、一体的な空間へ再整備。引き続き、滞在快適性等向上施設等として維持管理する。 【滞在快適性等向上施設等】 ・舗装材約291㎡ ・柱面の化粧材約114㎡ ※都市構造再編集集中支援事業・地域生活基盤施設にて整備済み(間接補助)
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	若菜神戸駅線(サンキタ通り)の再整備	R1~R2	神戸市	滞在快適性等向上区域内の市道であるサンキタ通りを、隣接するさんきたアモーレ広場や阪急神戸三宮駅西口と一体的なデザインの歩行者優先道路に再整備した。
2	さんきたアモーレ広場の再整備	R2	神戸市	滞在快適性等向上区域内のさんきたアモーレ広場を、サンキタ通りと一体的なデザインの広場空間に再整備した。

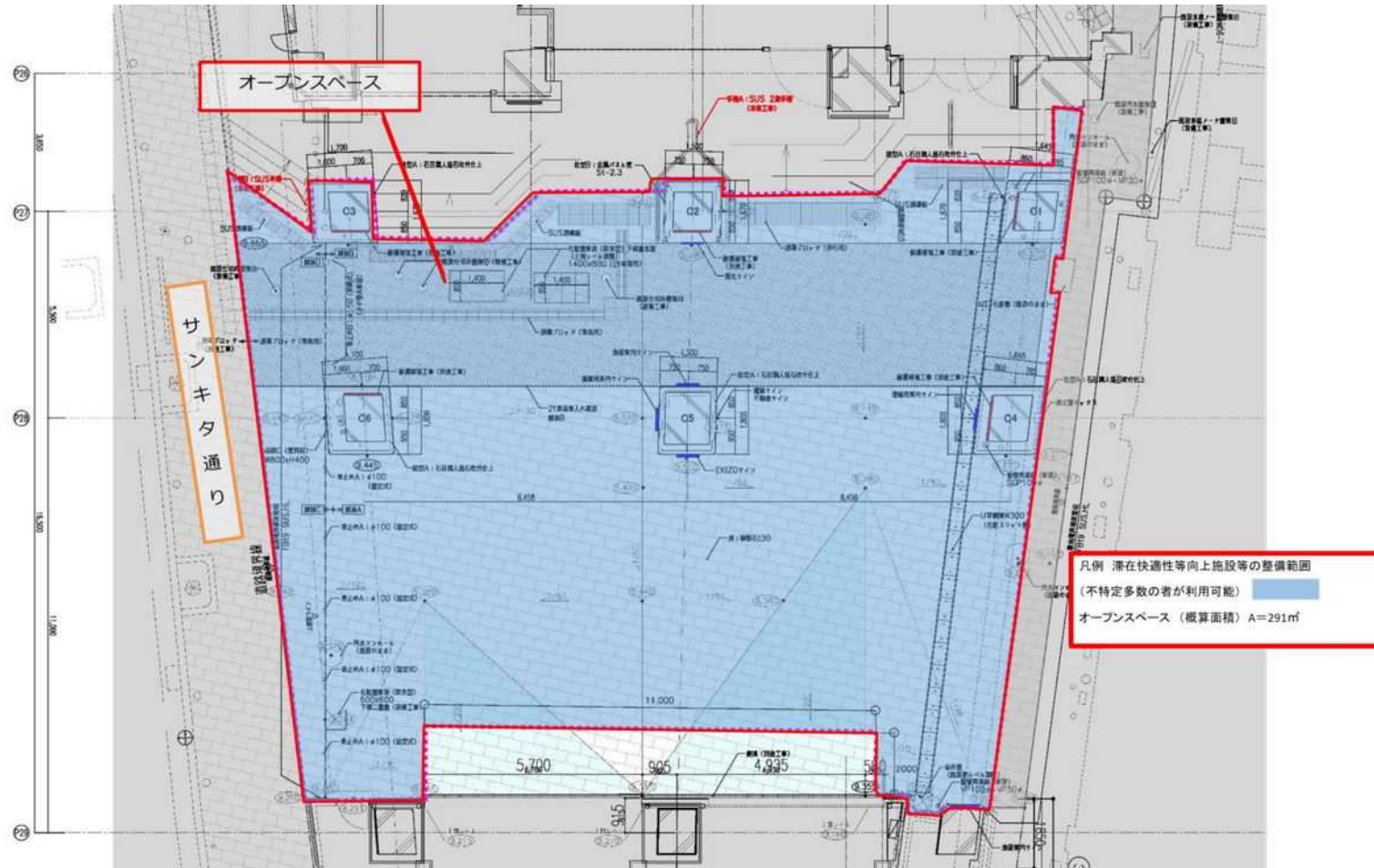
事業番号1

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

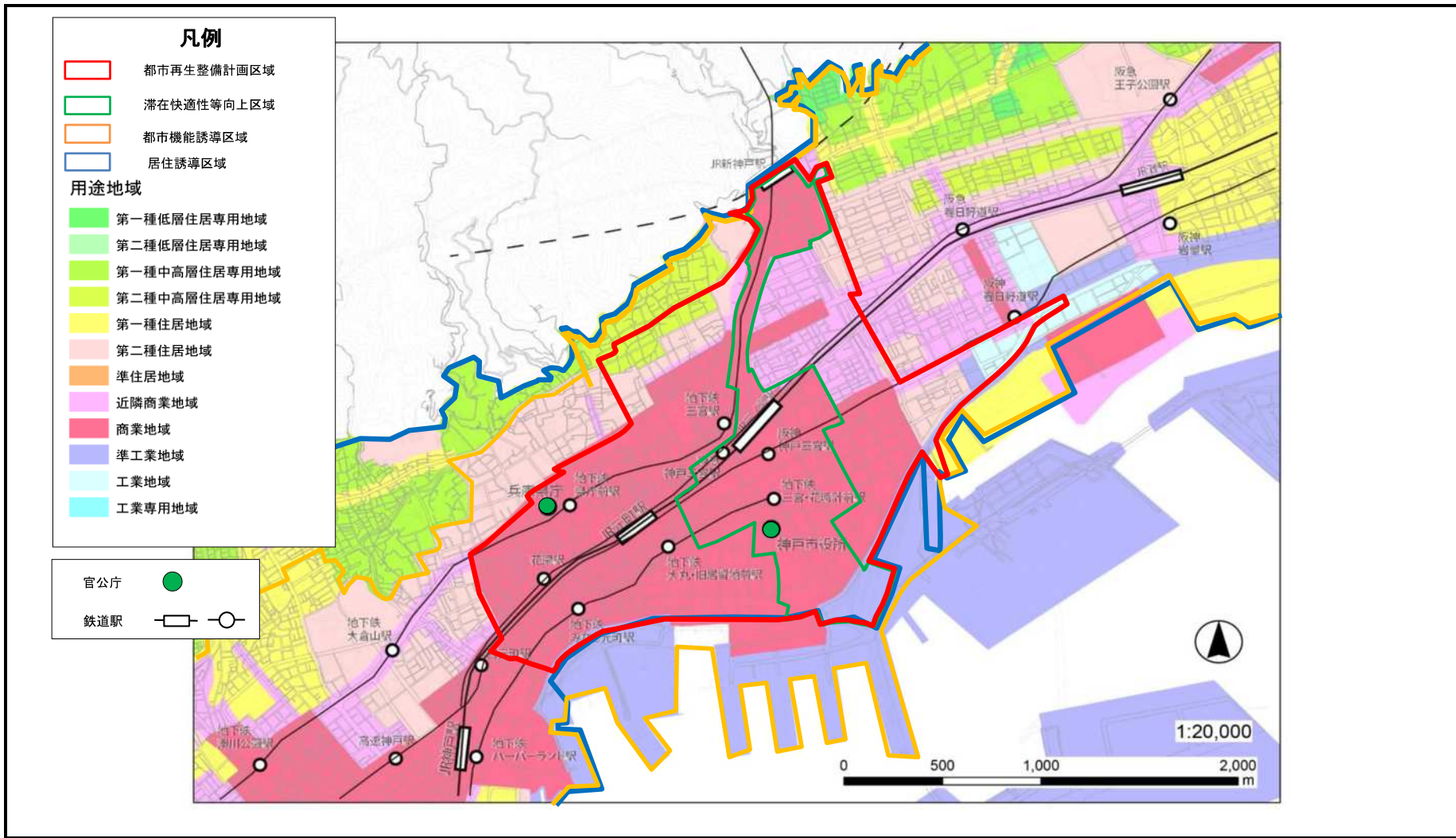
制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



敷地平面図(土地・償却資産)



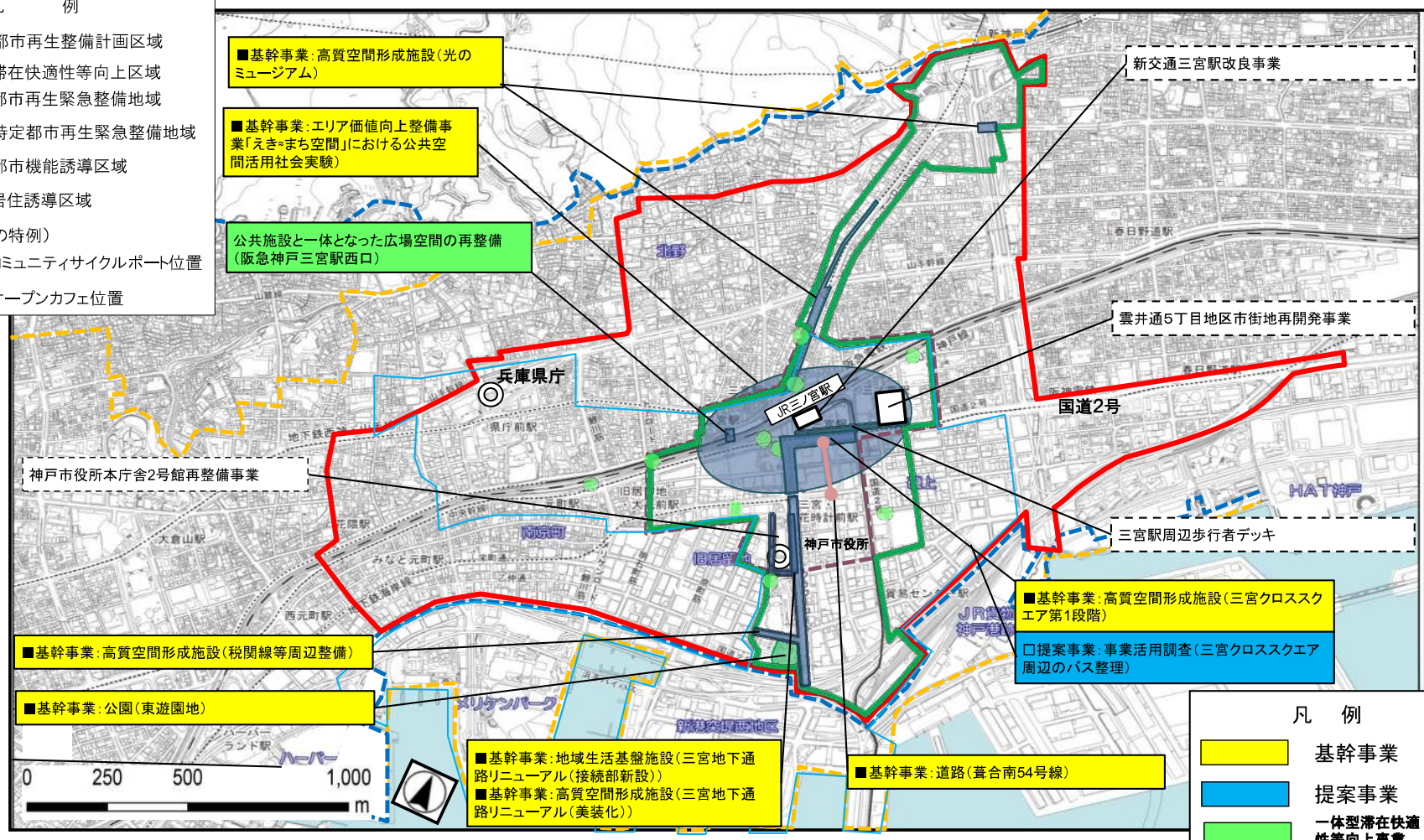
神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)(兵庫県神戸市)	面積 329.1(96.7) ha	区域 兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、同十五丁目、同十六丁目、同十七丁目、同十八丁目、同十九丁目、同二十丁目、同二十一丁目、同二十二丁目、同二十三丁目、同二十四丁目、同二十五丁目、同二十六丁目、同二十七丁目、同二十八丁目、同二十九丁目、同三十丁目、同三十一丁目、同三十二丁目、同三十三丁目、同三十四丁目、同三十五丁目、同三十六丁目、同三十七丁目、同三十八丁目、同三十九丁目、同四十丁目、同四十一丁目、同四十二丁目、同四十三丁目、同四十四丁目、同四十五丁目、同四十六丁目、同四十七丁目、同四十八丁目、同四十九丁目、同五十丁目、同五十一丁目、同五十二丁目、同五十三丁目、同五十四丁目、同五十五丁目、同五十六丁目、同五十七丁目、同五十八丁目、同五十九丁目、同六十丁目、同六十一丁目、同六十二丁目、同六十三丁目、同六十四丁目、同六十五丁目、同六十六丁目、同六十七丁目、同六十八丁目、同六十九丁目、同七十丁目、同七十一丁目、同七十二丁目、同七十三丁目、同七十四丁目、同七十五丁目、同七十六丁目、同七十七丁目、同七十八丁目、同七十九丁目、同八十丁目、同八十一丁目、同八十二丁目、同八十三丁目、同八十四丁目、同八十五丁目、同八十六丁目、同八十七丁目、同八十八丁目、同八十九丁目、同九十丁目、同九十一丁目、同九十二丁目、同九十三丁目、同九十四丁目、同九十五丁目、同九十六丁目、同九十七丁目、同九十八丁目、同九十九丁目、同百丁目。
-------------------------------	-------------------	---



神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期)(兵庫県神戸市)整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業) 96.7ha

目標	大目標: 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち	代表的な指標	歩行者通行量 (人/12h)	32,000 (R5年度)	→	34,000 (R10年度)
	目標1 歩行環境の向上及び憩いとにぎわいの空間整備によるまちの魅力向上		自動車交通量 (台/12h)	24,700 (R5年度)	→	22,000 (R10年度)
	目標2 歩行者中心の道路空間の構築に向けた自動車交通マネジメント		コミュニティサイクル利用回数 (回/台・日)	1.9 (R4年度)	→	2.1 (R10年度)
	目標3 歩行者の回遊性向上に資する公共交通など多様な交通手段の確保					

- 凡 例
- 都市再生整備計画区域
 - 滞在快適性等向上区域
 - 都市再生緊急整備地域
 - 特定都市再生緊急整備地域
 - 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
- (占用許可の特例)
- コミュニティサイクルポート位置
 - オープンカフェ位置



- 凡 例
- 基幹事業
 - 提案事業
 - 一体型滞在快適性等向上事業
 - 関連事業

都市構造再編集中支援事業 事前評価シート

計画の名称: 神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期) 事業主体名: 神戸市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	<input type="radio"/>
2) 上位計画等と整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
②地域の課題への対応	
1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	<input type="radio"/>
2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	<input type="radio"/>
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	<input type="radio"/>
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	<input type="radio"/>
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	<input type="radio"/>
2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	<input type="radio"/>
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1) まちづくりに向けた機運がある。	<input type="radio"/>
2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	<input type="radio"/>
3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	<input type="radio"/>
⑥円滑な事業執行の環境	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	<input type="radio"/>
2) 交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	<input type="radio"/>
3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。	<input type="radio"/>